

公益社団法人函館法人会会費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人函館法人会（以下「本会」という）の定款第9条第1項の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な細則を定めるものとする。

（会費）

第2条 正会員及び賛助会員は、下記の会費（年間の会費額）を納入しなければならない。

<u>資本金</u>	<u>年会費</u>
正会員	
300万円以下の法人	6,000円
500万円以下の法人	10,500円
1,000万円以下の法人	15,000円
3,000万円以下の法人	22,500円
5,000万円以下の法人	30,000円
1億円以下の法人	37,500円
1億円を超える法人	45,000円
系列法人	1,500円
非営利法人・協同組合	6,000円
個人	6,000円
-----	-----
<u>賛助会員</u>	<u>6,000円</u>

- 2 系列法人の判定は、代表者が同一人あるいは、会社所在地が同一の場合とする。
- 3 系列法人には社員総会の案内と決算説明会の案内のみ送付する。

（会費の納期）

第3条 会員は、毎事業年度、6月30日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

- 2 会費は、会員が指定した口座からの振替又は本会が指定した口座への振込をもって納入するものとする。

（中途入会の会費及び納期）

第4条 事業年度中途に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会月の翌月からの期間計算とする。

- 2 前項の会費の納入は、この法人から入会の承認の通知を受けた日から、30日以内とする。

（改廃）

第5条 この規程の改廃は、社員総会の承認を得て行う。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会の承認を得て別に定める
- 2 この規程は、公益社団法人函館法人会設立の登記の日から施行する。